

平成 29 年度 神奈川県立愛川ふれあいの村事業計画

指定管理者：東急コミュニティー・国際自然大学校グループ

1 施設運営の基本的な考え方について

(1) 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方

子どもたちの「生きる力」を育み、新しい時代を切り拓いていくためには、自然体験活動等の充実が重要視されております。

自然や人とのふれあいを通じて、子どもたちの自立心、協調性を育む自然体験活動は、ますます重要になるものと考え、学校の体験活動に対し職員によるプログラムの支援や相談対応の強化を図ります。

加えて、これまで築き上げてきた教育機関、地域団体、ボランティア等とのネットワークを生かし、児童、生徒、青少年等が自然の中での体験や人との交流を通じて、自立心、協調性等を育む活動を支援してまいります。

利用者の安全や安心の確保を第一に、施設の安全管理体制には万全を期し、質の高い事業の企画、実施と快適な施設環境の維持整備により、心豊かな子どもたちの育成を支援することができるよう、より一層効果的かつ効率的な施設運営に努めます。

(2) 利用機会の平等性の確保

利用承認の権限(行政処分)の重大性を深く認識し、利用の基準を定めている「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、厳正かつ公平、公正を旨として取り扱います。

特に夏期利用期間(8/1～8/20)の利用団体の決定は、公開抽選により公正を期して実施します。

増加する学校団体の利用日程の調整においては、担当職員が学校の意向を十分に聴取し利用日の調整に努めます。

(3) 法令に基づいた施設運営

「地方自治法」、「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」等の基本法令のほか、宿泊施設営業に係る「旅館業法」や火災予防、消防設備等について定める「消防法」、食堂営業の衛生保持を定める「食品衛生法」、職員の雇用や就労に関しては労働関係法令等を遵守し、適法かつ適正な施設運営に努めます。

2 施設、設備の維持管理について

(1) 樹木の管理、草刈

敷地内の樹木の剪定、整枝は、職員と地元の愛川町シルバー人材センターにより年間を通して計画的に行います。

強風などによる倒木や枯れ枝の処理については、適宜に実施します。

危険樹木の処理は、専門業者に委託して対応します。その際に発生する木材等については、「クラフト体験」などの材料や施設内通路の土留め等の修理材料として活用するよう努めます。

草刈やグラウンド整備については、利用者の活動に支障が生じないよう日々の作業として適宜に実施します。

(2) 施設清掃と美化活動

①職員は施設内点検等の際、必要な清掃作業も行い、環境美化に努めます。

②食堂浴室棟の日常清掃は専門業者により毎日実施します。

③床面や窓ガラス等の定期清掃については専門業者に委託して実施します。

④教育施設として、利用者自身が施設利用後の清掃を行うことにより、公共施設を利用する際のマナーや次の利用者への思いやりなどが身につけられるようにします。

⑤施設内の花壇や管理棟周辺では季節の花を栽培し心とむ環境の整備に努めます。

(3) 保健衛生管理

①浴槽水のレジオネラ菌定期検査と毎日の残留塩素濃度検査を実施します。

②浴室用ボイラー、濾過器系統の定期保守点検を実施します。

③給水設備や浄化槽設備は関係諸法規に基づく適正な管理を行います。

④宿泊棟の寝具については、定期的に熱風乾燥作業を行います。

⑤害虫駆除のため宿泊棟や管理棟の消毒作業を定期的に行います。

(4) 施設、設備の維持修繕

職員による日常的な巡回で破損箇所を発見したり利用者から通報があった場合は、簡便な修繕については職員が迅速に対処し、利用者の活動に支障が生じないようにします。

職員による定期的な施設整備日を設け、良好な環境整備に努めます。

緊急に修繕が必要な箇所以外については、優先順位を決めて計画的に修繕作業を実施します。

将来にわたる愛川ふれあいの村の維持管理のための大規模修繕工事を引き続き実施します。

(5) 食堂設備の管理

食堂については、清潔で快適な食環境の確保の観点に立ち、利用者アンケートの活用や給食委員会の検討結果を踏まえ、常に見直し改善に努め、安全で明るく楽しい「食育」の場を提供してまいります。

研修等によりノロウィルスや食中毒に対する職員の衛生管理知識を深めるとともに、食堂業者の適正な衛生管理の徹底に向けて、職員による食堂、厨房等の衛生管理点検を週2回実施し、安全で安心して利用していただける施設運営に努めます。

第三者である食品衛生検査の専門機関に委託し、食堂や厨房の衛生検査を定期的に行い、その結果を衛生環境の向上に生かしてまいります。

3 利用承認について

利用承認にあたっては、「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、利用申込書の内容を十分チェックして利用承認の可否を決定し、承認します。

施設での活動に際して他の利用者などに迷惑を及ぼすなどの行為があった場合は、法令、条例、規則等に反したものと見做し、利用承認の取消し等の必要かつ適切な措置をとることとします。

なお、利用承認や取消し等の重要な行為の決定に関わる事項や、見解の統一を要する利用に関する照会などについては、後日の紛争や誤解を避けるため、責任者までの文書処理をすることとします。

4 プログラム指導・主催事業等の実施について

(1) プログラムの直接指導の拡大による活動支援の強化

- ① 学校や団体からの要望に応じて、職員がより積極的に活動プログラムに関わるなどの、直接的な活動支援を拡大します。
- ② 職員が当施設以外の学校や団体の活動場所等に出向いて、自然体験活動の手法などを教員や子どもたちに指導する等の講師派遣も実施します。
- ③ 野外活動に不慣れな家族や小グループ等の利用者を対象に、職員やボランティアによるクラフト教室や星座観察、ウォークラリー等のプログラムを積極的に提供します。
- ④ 近隣施設(自然保護センター、愛川町郷土資料館、愛川町撚糸組合等)や地元団体(教育委員会所属の自然観察会等のサークル)と連携し、自然のたよりの発行や自然体験、地域の歴史等の活動プログラムを提供し、幅広い活動支援を図ります。
- ⑤ 自然ガイドブックや自然のスライドショーを活用し、自然環境に意識したプログラムを提供します。

(2) 主催事業

愛川ふれあいの村の自然環境や周辺の施設等を十分に生かし、次の主催事業を行います。

① 子ども対象事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	1WEEK キャンプ	異年齢集団での生活体験、野外での様々なチャレンジを通して、子ども達の自主性、社会性を育みます。	小学5年～高校生	8月	20人
2	キッズキャンプ	自然の中で、一緒に遊び、料理(春のクッキング)をつくり、生活を共にすることで、社会性を育みます。	小学1年～4年	4月	40人

3	ユニバーサルキャンプ	日常生活から離れての宿泊や、自然の中での活動を通して、リフレッシュします。また、子ども達の『やりたい!』と『できた!』という体験を作っていきます。自然の中での個々のチャレンジ体験により、積極性を育みます。	障がいのある児童・生徒とその保護者	3月	30人
4	ジュニアサッカーフェスティバル	サッカークラブ同士の交流を図り、サッカー技術の向上のための情報交換をします。(練習試合、合同サッカー練習、レクリエーション、指導者情報交換等)	小学3・4年生 及び指導者 (サッカークラブ単位)	12月	200人
5	アドベンチャーキャンプ	異年齢集団での生活体験、野外での様々なチャレンジを通して、子ども達の自主性、社会性を育みます。	小学4年～中学生	9月	20人

② 親子等対象事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	(森のようちえんシリーズ) あいかわ森のようちえん1	幼児を対象とした自然体験を中心とした保育を行う事で、五感を刺激し感性を育み、遊びの中で自然環境への興味関心を深めるきっかけを図る。	年中・年長児(4歳～6歳)とその家族	10月	40人
2	(森のようちえんシリーズ) あいかわ森のようちえん2	幼児を対象とした自然体験を中心とした保育を行う事で、五感を刺激し感性を育み、遊びの中で自然環境への興味関心を深めるきっかけを図る。	年中・年長児(4歳～6歳)とその家族	3月	40人
3	(親子キャンプシリーズ①) 親子で防災キャンプ	戸外での生活体験を通して、日常生活とは異なる衣・食・住環境を知り、災害などの際の心構えを確認すると共に、日常生活とは違う、準備・心構えを促す	家族	9月	50人
4	(親子キャンプシリーズ②) 親子で秋キャンプ	親子でさまざまな自然体験にチャレンジし、自然体験活動の楽しさを味わうと共に、家族の共有体験を増やし、絆を深める	家族	10月	100人
5	(親子キャンプシリーズ③) 親子でみそ作り	親子で味噌や豆腐などを手作りする中で、手作りの良さや無添加で安心な食への関心を高める。また、昔からの食文化へ触れる中で、先人の知恵や工夫を知る。	家族	2月	50人
6	(親子アウトドアクッキングシリーズ) 親子アウトドアクッキング① ～親子で遊ぼうパン作り～	親子、または同じグループになった人同士で、協力して一緒に料理する共通体験を通し、「食に対する意識の向上」、「コミュニケーションの大切さ」、「自然体験活動の楽しさ」を伝えます。	小学生を含む家族	5月	50人

7	(親子アウトドアクッキングシリーズ) 親子アウトドアクッキング② ～親子で本格ピザ作り～	親子、または同じグループになった人同士で、協力して一緒に料理する共通体験を通し、「食に対する意識の向上」、「コミュニケーションの大切さ」、「自然体験活動の楽しさ」を伝えます。	小学生を含む家族	6月	50人
8	(親子アウトドアクッキングシリーズ) 親子アウトドアクッキング③ ～親子でダッチオープンクッキング～	親子、または同じグループになった人同士で、協力して一緒に料理する共通体験を通し、「食に対する意識の向上」、「コミュニケーションの大切さ」、「自然体験活動の楽しさ」を伝えます。	小学生を含む家族	1月	50人
9	紅葉まつり	当施設の近隣施設や地元団体の協力を得て、宮ヶ瀬湖周辺地域の伝統文化や自然にふれると共に、参加者同士の交流も深める。(秋の味覚コーナー、コンサート、フリーマーケット、クラフト教室等)	一般	11月	1,000人

※事業名の()は事業タイトル区分名

① 指導者研修事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	自然体験活動教職員講習会	神奈川県学校野外活動研究会と共催し、管内の教職員を対象に学校での宿泊体験や子どもを対象とした野外活動で役立つ自然体験活動の基礎知識を学ぶ講習会を実施する。(野外炊事、キャンプファイヤー、ゲーム指導等)	教職員	5月	70人

(3) 調査研究、支援事業

関係機関や地元団体との連携を強化し、次の調査研究や支援事業を行います。

No.	事業名・活動名	ねらい(主な内容)	対象	実施日	募集人員
1	公立幼稚園新採用教員研修支援事業	子ども教育支援課主催の「公立幼稚園新規採用教員宿泊研修」に対し、企画運営の支援を行い、教員に対してのふれあい教育の推進を図る。(自然体験活動、クラフト等)	教員	7月	20人
2	あいかわ森の楽校	いじめ・不登校等教育問題に対応した体験活動の支援事業として、ふれあいの村を利用する、適応指導学級、相談指導学級、児童相談所等の活動について、子どもたちが楽しく活動ができるようプログラム開発及び提供を行い、自然体験活動の推進を図る	適応指導教室・相談指導学級・児童相談所等の愛川ふれあいの村利用団体	通年	適宜
3	ボランティア活動等の支援事業	厚木市のボランティア体験などの受入れを引き続き行っていくとともに、高校生や大学生へのボランティア公募の周知をさらに充実させる。	中・高校生・大学生 教員・社会人	通年	未定

4	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業	ファミリー・コミュニケーションの日にあわせて、協力団体の協力の下、家族での様々な体験活動を通して、家族の絆を深め、健全な子どもを育てるための「ファミリー・コミュニケーション運動」の推進に寄与する。(オリエンテーリング、自然観察、クラフト体験、ディスクゴルフ等) また、愛川の施設を活用した、グラウンド・体育館利用等ファミリー・コミュニケーション運動に盛り込み、子どもたちの健全な育成活動の一助とする。	家族 青少年団体等	毎月第1日曜日	未定
---	-----------------------	---	--------------	---------	----

※利用料が免除となる「ファミリー・コミュニケーション運動を」活用し、グラウンドや体育館利用を促進。練習や試合を通して子どもたちの健全な育成を育み、その活動を応援する保護者の参加も育む。

5 職員研修について

所長・事業担当職員はもとより、ボランティアスタッフ、維持管理スタッフ、アルバイト等も含めて、一般的な職員研修および業務別研修を行います。特に救急法やリスクマネジメントに関する研修は定期的を実施します。

また、研修内容については、外部団体で実践している研修を参考に、独自にアレンジし年間を通して計画的に実施します。

プログラム指導系については、国立施設で行っている指導者研修や全国規模の外部団体の研修にも積極的に参加させるなど、各人の経験、能力、ポテンシャルにあわせて柔軟に対応することで、全職員のモチベーション維持・向上および恒常的なスキルアップを目指します。

6 管理運営費の効率的な執行

施設の役割や利用者サービス向上に十分配慮しつつ、人件費、光熱水費等、施設運営費用の効率的な執行に努めます。

7 利用者へのサービス提供について

(1) 利用者へのサービス向上に向けた具体的な取組み

①ホスピタリティの充実

ドレスコード、アクションコードを徹底し、利用者にとって気持ちの良い施設運営を心がけます。

②プログラムおよび教材の充実

利用者にとって分かりやすい活動プログラム集や、セルフガイドシートを毎年刷新し、効果を検証します。

③専門職員による相談業務、直接指導の充実

各団体の目的に合ったプログラム・アクティビティを紹介し、必要に応じて相談業務を行います。また、利用団体を対象に行う利用打合せ会の午前中にプログラム相談コーナーを設け、利用に際してのプログラム情報を利用者へ提供するとともに、要望があれば、職員による直接指導も積極的に行います。

(2) 利用者の意見の把握及び反映の方法

利用団体に適切な支援、助言をする為にも、新たなプログラム開発をする際にも、県民のニーズを的確に把握することは必須です。

利用者の感想、希望だけでなく、インターネットなど幅広い層からの要望、苦情に謙虚に耳を傾け、また職員によるヒヤリハット運動の実践などを通じて、情報を全職員で共有化し迅速かつ的確に対応するよう努めます。

8 利用者の個人情報の保護について

利用申込書や宿泊者名簿、ボランティア登録名簿など、個人に係る多くの情報を取り扱っておりますので、「個人情報保護法」及び「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の保護については厳しく対応してまいります。

9 安全対策について

施設内及び施設周辺の破損箇所の有無等については、日常点検や毎月の定期点検及び荒天時の臨時点検等により確認し、即時に補修や利用者への周知等必要な対応を行います。

また、日常的に職員や警備員が施設内を巡回し、利用者の協力も得ながら、防犯対策に努めるとともに、日頃から警察や消防、医療機関等との連携を深め、不測の事態に備えます。

災害や事故が発生した場合を想定した防災訓練を年に2回実施するとともに、職員には救急法の研修を必ず受講させ、非常の事態に冷静に対応できるスキルを身につけさせます。

さらに、愛川町が指定する地域避難所の一つとして、地域防災活動へ積極的に参画します。

10 環境への配慮について

施設内の森林や植栽の間伐材、生ゴミ等資源の再利用、節電計画の実践、廃棄物等の削減、環境にやさしい製品の使用など、あらゆる場面で環境を意識した施設運営を心がけるとともに、給食業者等の委託業者にも環境に対する配慮の重要性を説明し、主体的に取り組むよう要請します。

また、調査研究において、子どもたちに環境への意識づけができるプログラムを調査し、導入を図れるよう研究します。

11 地域との連携について

地域との連携は、当施設が位置する愛川町の活性化と職員確保、当グループの使命である地域コミュニティの形成に重要な要素となります。そこで、「地域イベント」を開催し、利用者やボランティアとのコミュニケーションを図り、当施設に親しみをもってもらえるようにします。

また、愛川町における各種団体に働きかけ、連携した事業企画をおこない、施設の活性化や活用方法を考え新しい顧客層の開拓を行います。